

## 「病院会計準則等の見直しに関して（中間報告）」の公表

平成14年6月26日  
四病院団体協議会

病院会計準則研究委員会（以下、委員会と略称）は、四病院団体協議会の委員会として現在までに15回の委員会と公認会計士たる委員による8回の検討会を開催した。また、委員会による研究過程において「医療法人会計基準」制定の必要性が認識されたため、平成14年3月より委員会の下に「医療法人会計基準研究分科会」が設置され現在までに3回の分科会が開催されている。

中間報告は、以上の検討結果をとりまとめたものである。

### ○病院会計準則見直しの必要性について

前回の改正から20年を経過し、医療施設機能の類型化、介護保険創設による医療サービスの構造変化等病院を取り巻く内外の環境は大きく変化しているとともに、企業会計のみならず公会計や非営利会計の分野においても会計基準の変更がなされている。

こうした状況を踏まえ四病院団体協議会として公認会計士・病院経理実務担当者等を構成員とする病院会計準則研究委員会を設置した。検討の結果、病院会計準則の見直しと「医療法人会計基準」の制定が必要ではないかとの結論に至った。

中間報告では、病院会計準則の見直しの方向性及び「医療法人会計基準」の試案を示しているが、委員会ではこれと異なる意見が表明されている場合もあり、その詳細に関しては中間報告・本文並びに解説を参照されたい。また、財務諸表の作成基準の適用面での具体的検討は中間報告においては結論が出されていないが、規模等の要素を加味せずにすべての病院に対して一律的に適用することは実務的に不可能であり、合理的でないということは重要であり、強調すべき点であると考えます。

今後、時代の要請により病院会計準則の改正が行われる際には「介護老人保健施設会計・経理準則」及び「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則」の改正も必要となる。

### ※「病院会計準則」について

昭和40年に厚生省医務局長通知として制定され、昭和58年に改正されている（昭和58年8月22日医発第824号）。当初より企業会計方式を採用し収支計算書ではなく

「損益計算書」を経営成績を表示するための財務諸表としている。また、病院のための“施設会計の基準”として制定されており、第2条第2項に「病院の経営責任者は、当該病院の会計規則を定める場合には、この会計準則に従うものとする。」と規定されている。

### ○病院会計準則の性格と位置付け

- (1) 病院会計は、「非営利組織会計」であるが企業会計との差異は最小限に留める。
- (2) 病院会計は、「施設会計」であり、病院会計準則は、原則的に単一施設の会計基準である。
- (3) 病院会計は異なる開設主体に適用される施設会計であるが、でき得る限り開設主体間の比較可能性を確保する。

※公的・民間等病院開設主体の全体について可能な限り財務諸表の表示形式を統一することが必要との見解に達した。

### ○財務諸表体系等の見直しについて

- (1) 施設会計基準であるため「利益処分計算書又は損失金処理計算書」は財務諸表としない。
- (2) 「キャッシュ・フロー計算書」を財務諸表に加える。
- (3) 「付属明細表」「重要な会計方針、注記」を充実する。
- (4) 勘定科目の見直しと整備等個別項目の再検討をおこなう。

中間報告では、上記の観点から見直しを行い病院会計のあるべき財務諸表の姿と考えられる具体的様式の一案を「見直しのイメージ」として取りまとめた。

#### [病院会計準則により病院が作成すべき財務諸表 (案)]

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. キャッシュ・フロー計算書
4. 付属明細表

※「重要な会計方針、注記」に関してはその内容を充実する。

### ○「医療法人会計基準」制定の必要性について

全病院の6割近くを開設する民間病院の中核的開設主体たる医療法人は、社会保障制度改革や医療需要の変化等によりその業務内容に大きな変化が生じている。特に、平成12年4月に施行された介護保険制度の下において介護老人保健施設の7割、訪問看護ステーションの6割についても医療法人が開設・運営するという状況は事業の多様化を証明している。

このため、病院会計準則と整合性を持つ「医療法人会計基準」の制定により医療法人の財政状態及び経営成績を適正に把握できる基準を明らかにすることが必要であるとの結論に達し「医療法人会計基準」のイメージを明確にするため「医療法人会計基準」試案を作成した。

以 上